

平成28年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0
市町村判別コード	特定市・・・1 特定市以外の市町村・・・2					2
団体区分コード	/ / / / /					3

(注) 「特定市」の区分については「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留意すること。

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	1

平成28年度 都市計画税に関する調

都道府県名

群馬県

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

市町村名

吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 市町村の面積(千㎡)	(2) 市街化区域(千㎡) A	(3) 市街化調整区域(千㎡) B	(4) そ の 他 (千 ㎡) C	(5) 計 (A+B+C) (千㎡)
課 税 区 域 の 面 積	9 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 0	20,460 甲	オ	カ	20,460 キ	20,460 ク

区 分	行 番 号	(6) 都市計画区域の 指定の有無	(7) 市街化区域等の 設定の有無	(8) 都市計画税の 課税の有無	(9) 都市計画事業の 認可の有無
課 税 区 域 の 面 積	9 0 1 1	12	13	14	15 16
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	チ 1

指定有……「1」 設定有……「1」 課税有……「1」 認可有……「1」
 指定無……「2」 設定無……「2」 課税無……「2」 認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	2

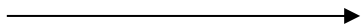
第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町



区 分		行 番 号	(1) 総 数 (人)	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土 地	個 人	9 0 1 0	12 0	22	32 41
	法 人	0 2 0	0		
	計	0 3 0	0	0	0
家 屋	個 人	0 4 0	0		
	法 人	0 5 0	0		
	計	0 6 0	0	0	0
実 数	個 人	0 7 0	0		
	法 人	0 8 0	0		
	計	0 9 0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	3	8

第53表 地積及び床面積等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計	
土 地 の 積 (千㎡)	宅 地 等	宅 地	9 0 1 0	12	24	34	45 シ 57 0
		そ の 他	0 2 0				ス 0
		小 計	0 3 0	0	0	0	セ 0
	農 地	0 4 0	ソ			タ 0	
	計	0 5 0	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0	
家床 屋 面 の 積 (㎡)	木 造 家 屋	0 6 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	0 7 0				0	
	計	0 8 0	ナ 0	ニ 0	ヌ 0	0	
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地 等	宅 地	0 9 0				ネ 0
		そ の 他	1 0 0				ノ 0
		小 計	1 1 0	0	0	0	ハ 0
	農 地	1 2 0	ヒ			フ 0	
	計	1 3 0	ヘ 0	ホ 0	マ 0	0	
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋	1 4 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	1 5 0				0	
	計	1 6 0	ミ 0	ム 0	メ 0	0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分				行 番 号		(1) (2) (3) (4) 決 定 価 格								
						市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)					
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人	9	0	1	0	12	24	34	45	モ	57	0
			法 人	0	0	2	0					ヤ	0	0
		一 般 住 宅 用 地	個 人	0	0	3	0					ユ	0	0
			法 人	0	0	4	0					ヨ	0	0
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0	0	5	0					ラ	0	0
			法 人 非 住 宅 用 地	0	0	6	0					リ	0	0
	小 計			0	0	7	0	0	0	0	0	ル	0	0
	農 地			0	0	8	0					ロ	0	0
	そ の 他			0	0	9	0						0	0
	計			1	0	0	0	0	0	0	0		0	0
家 屋	木 造 家 屋			1	1	1	0						0	0
	木 造 以 外 の 家 屋			1	2	2	0						0	0
	計			1	3	3	0	0	0	0	0		0	0
合 計				1	4	4	0	0	0	0	0		0	0

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分			行 番 号	(5) (6) (7) (8) (9) (10)								
				課 税 標 準 額				実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B (千円)			
			市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) A						
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人 法 人	9 0 1 1	12	25	35	47	60	61	69	79
			個 人 法 人	0 2 1					あ			
		一 般 住 宅 用 地	個 人 法 人	0 3 1					い			
			個 人 法 人	0 4 1					う			
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0 5 1					え			
			法 人 非 住 宅 用 地	0 6 1					お			
	小 計			0 7 1	0	0	0	か				
	農 地			0 8 1	き			く				
	そ の 他			0 9 1								
	計			1 0 1	0	0	0					
家 屋	木 造 家 屋			1 1 1								
	木 造 以 外 の 家 屋			1 2 1								
	計			1 3 1	0	0	0					
合 計				1 4 1	け	こ	b	0	%		0	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
						5	5

第55表 平成29年度に新たに法定免税点以上になる
見込みの土地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	地 積 (㎡)	(1)		(2)		(3)		(4)	
			平成29年度分 課税標準額 (千円) A		左に係る平成28年度 分課税標準額 (千円) B		納税義務者数(人) C		1人当たり課税標準額	
									$\frac{A}{C}$ (円)	$\frac{B}{C}$ (円)
法定免税点以上になる見込みの土地	9 0 1 0	12	24	37	50	57	0	0		

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
特 定 市 街 化 区 域	平の成市二街四化年区以域前農参地入	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
負担水準0.05未満	2 1 0							
計	2 2 0	0	0	0	0	0		
区 域 農 地	平の成市二街五化年区以域後農参地入	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
負担水準0.05未満	4 3 0							
計	4 4 0	0	0	0	0	0		

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
合 計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80 0
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	0	0	0	0	0
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0		そ	た	ち	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋			
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)			
				(千円)	(千円)						
課税標準条の特例にかよつり減額規定による	第10項 (日本放送協会)	評価額	1/2	9	0 1 0	12	22	32	42	52	61
		課税標準額			0 2 0					0	
	第11項 (日本原子力研究開発機構)	評価額	1/3		0 3 0						
		課税標準額			0 4 0						
		評価額	2/3		0 5 0						
		課税標準額			0 6 0						
	第12項 (登録有形文化財等)	評価額	1/2		0 7 0					0	
		課税標準額			0 8 0					0	
	第22項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3		0 9 0					0	
		課税標準額			1 0 0					0	
		評価額	1/6		1 1 0					0	
		課税標準額			1 2 0					0	
	第23項 (新関西国際空港株)	評価額	1/2		1 3 0					0	
		課税標準額			1 4 0					0	
	第24項 (信用協同組合等)	評価額	3/5		1 5 0						
		課税標準額			1 6 0						
	第26項 (中部国際空港株)	評価額	1/2		1 7 0					0	
		課税標準額			1 8 0					0	
	第28項 (家庭的保育事業)	評価額	1/2		1 9 0						
		課税標準額			2 0 0						
	第29項 (居宅訪問型保育事業)	評価額	1/2		2 1 0						
		課税標準額			2 2 0						
	第30項 (事業所内保育事業)	評価額	1/2		2 3 0						
		課税標準額			2 4 0						
第31項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	1/2		2 5 0					0		
	課税標準額			2 6 0					0		
第33項 (量子科学技術研究開発機構)	評価額	1/3		2 7 0							
	課税標準額			2 8 0							
	評価額	2/3		2 9 0							
	課税標準額			3 0 0							
第34項 (世界遺産)	評価額	1/3		3 1 0					0		
	課税標準額			3 2 0					0		

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
				9	12			
法 附 則 第 1 5 条 の 2 又 は 法 附 則 第 1 5 条 の 3 額 の	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	3 3 0				
		課税標準額		3 4 0				
	第13項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	3 5 0			0	
		課税標準額		3 6 0			0	
	第17項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	3 7 0				
		課税標準額		3 8 0				
	第18項 <small>(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)</small>	評価額	-	3 9 0				
		課税標準額		4 0 0				
		評価額	-	4 1 0				
		課税標準額		4 2 0				
	第19項 (成田国際空港(株))	評価額	7/8	4 3 0			0	
		課税標準額		4 4 0			0	
	第20項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	4 5 0				
		課税標準額		4 6 0				
	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	4 7 0				
課税標準額			4 8 0					
第22項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	評価額	1/2	4 9 0			0		
	課税標準額		5 0 0			0		
	評価額	3/5	5 1 0			0		
	課税標準額		5 2 0			0		

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)				
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)							
				9	12							
例法 附則 第15条、 法附則 第15条の2 又は法附則 第15条の3 の規定による 課税標準の 額の特	法	第23項 (日本郵便(株))	評価額	4/5	5 3 0	12	22	32	42	52	61	
			課税標準額			5 4 0						
	附	第24項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	5 5 0							
			課税標準額			5 6 0						
	則	第26項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	5 7 0							
			課税標準額			5 8 0						
	第	第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額	1/2	5 9 0							
			課税標準額			6 0 0						
			評価額	2/3	6 1 0							
			課税標準額			6 2 0						
	1	第32項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	6 3 0							
			課税標準額			6 4 0						
	5	第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	評価額	-	6 5 0							
			課税標準額			6 6 0						
	条	第37項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	6 7 0							
			課税標準額			6 8 0						
	な	第42項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	評価額	-	6 9 0							
			課税標準額			7 0 0						
	る	第45項 (農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (設定期間10年以上)	評価額	1/2	7 1 0							
			課税標準額			7 2 0						
課	第2項 (三島特例)(法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	7 5 0								
		課税標準額			7 6 0							
税	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	7 7 0								
		課税標準額			7 8 0							
標	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	7 9 0								
		課税標準額			8 0 0							
準	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	7 9 0								
		課税標準額			8 0 0							

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	
				(千円)	(千円)				
平改 成 正 2 8 法 年 の 改 規 正 法 に 附 則 よ る 2 7 も の	第2項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	1/2	9	12	32	42	52
					8	22			
	第3項	旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	評価額	4/5	8				
					8				
	第4項	法附則第15条の2第2項 (三島特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く) (H28年度分)	評価額	1/2	8			0	
					8			0	
	第5項	法附則第15条の2第2項 (三島特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く) (H29、30年度分)	評価額	3/5	8				
					8				
	第6項	法附則第15条の3 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	8			0	
					9			0	
	第6項	法附則第15条の3 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限り)	評価額	3/10	9			0	
					9			0	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)			
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)			
改正法によるもの 第27年改正法 第3条に 附則2によるもの 規定に	第5項	旧法附則第15条第16項 ((都市利便施設) 都市再生緊急整備地域)	評価額	3/5	9 0 1 0	12	22	32	42	52	61
		課税標準額			0 2 0						
	第5項	旧法附則第15条第16項 ((都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域)	評価額	1/2	0 3 0						
		課税標準額			0 4 0						
改正法によるもの 第6年改正法 第17条に 附則2によるもの 規定に	第2項	旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評価額	1/2	0 5 0						
		課税標準額			0 6 0						
	第3項	旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	1/2	0 7 0				0		
		課税標準額			0 8 0				0		
改正法によるもの 第4年改正法 第14条に 附則2によるもの 規定に	第3項	旧法附則第15条の3第2項 (旅客会社等に係る基盤整備事業)	評価額		0 9 0						
			課税標準額		1 0 0						
改正法によるもの 第23年改正法 に 附則第9条の	第2項	旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3	1 1 0						
			課税標準額		1 2 0						
	第4項	旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/3	1 3 0						
			課税標準額		1 4 0						
	第5項	旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/3	1 5 0						
			課税標準額		1 6 0						
	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評価額	1/3	1 7 0						
			課税標準額		1 8 0						
	第7項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	1/2	1 9 0						
			課税標準額		2 0 0						
評価額			1/2	2 1 0							
課税標準額				2 2 0							
第7項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	7/8	2 3 0							
		課税標準額		2 4 0							

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
則の改正 平成法 第2の 3規定 9改に 正よ 法る 条附も	第8項 旧法附則第15条第26項 (高齢者・障害者等の移動円滑化停 車場建物等)	評価額	2/3	2 5 0				
		課税標準額		2 6 0				
	第9項 旧法附則第15条第31項 (認定都市再生事業)	評価額	1/2	2 7 0				
		課税標準額		2 8 0				
	第10項 旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施 設)	評価額	1/2	2 9 0				
		課税標準額		3 0 0				
法も改 の正 附平 法成 則の 第2規 定に 1年 4改 よ 条正 る	第3項 旧法附則第15条第28項 (大規模改良停車場建物等)	評価額	3/4	3 1 0				
		課税標準額		3 2 0				
	第4項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	1/2	3 3 0				
		課税標準額		3 4 0				
	第5項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	1/2	3 5 0				
		課税標準額		3 6 0				
法成改 正法 附2 0規 定に よ る 1改 6の 条正 平	第2項 旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	3 7 0				
		課税標準額		3 8 0				
	旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評価額	1/2	3 9 0				
		課税標準額		4 0 0				
	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/2	4 1 0				
		課税標準額		4 2 0				
	旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/2	4 3 0				
		課税標準額		4 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)
				(千円)	(千円)			
改正法の附則第17条によるもの平成17年よ	第4項 旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/6	4 5 0				
		課税標準額		4 6 0				
	第5項 旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/6	4 7 0				
		課税標準額		4 8 0				
改正法の附則第18条によるもの平成15年よ	第3項 旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3	4 9 0				
		課税標準額		5 0 0				
	第3項 旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	1/3	5 1 0				
		課税標準額		5 2 0				
	第3項 旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/3	5 3 0				
		課税標準額		5 4 0				
	第3項 旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/3	5 5 0				
		課税標準額		5 6 0				
改正法の附則第21条によるもの平成13年よ	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評価額	1/2	5 7 0			0	
		課税標準額		5 8 0			0	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)			
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)			
平成7年の改正法に則する12も条の	第3項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評価額	9	12	22	32	42	52	61	
			課税標準額	5	9	0					
		1/3	評価額	6	1	0					
			課税標準額	6	2	0					
		1/6	評価額	6	3	0					
			課税標準額	6	4	0					
	1/6	評価額	6	5	0						
		課税標準額	6	6	0						
	1/6	評価額	6	7	0						
		課税標準額	6	8	0						
	1/6	評価額	6	9	0						
		課税標準額	7	0	0						
合 計		評価額	7	1	0	0	0	0			
		課税標準額	7	2	0	0	0	0	0		
第57条第2項59則	市街化区域農地としての評価額		7	3	0			0			
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7	4	0			0			
第58条第2項59則	市街化区域農地としての評価額		7	5	0			0			
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7	6	0			0			
第56条第1項2附659則	市街化区域農地としての評価額		7	7	0			0			
	減額分に相当する課税標準額		7	8	0			0			
第57条第1項2附759則	市街化区域農地としての評価額		7	9	0			0			
	減額分に相当する課税標準額		8	0	0			0			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)	
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)	
			9	12	22	32	42	52	61
	置に土域へる及と税法案 係地外課特びな免第附 る及と税例家つ除4則 特びな免措屋た区項第 例家つ除置に土域へ5 措屋た区 係地外課5	1/2 減額	8 1 0				0		
	置特屋地な城税65法 に及つ外項5附 例係びた除へ条則 措る家土と区課第第	1/2 減額	8 2 0				0		
	置特屋地な城税85法 に及つ外項5附 例係びた除へ条則 措る家土と区課第第	1/2 減額	8 3 0				0		
	置る用被災日15法 特地災に本項6附 例に住よ大へ条則 措係宅る震東第第	/	8 4 0				0		
	置る用代よ大へ15法 特地替る震東06附 例に住被災日条則 措係宅災に本項第第	/	8 5 0				0		
	置係代に日15法 る替よ本16附 特家の大項 例屋被震へ条則 措に災災東第第	1/2 減額	8 6 0						
		1/3 減額	8 7 0						

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	7	8	
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	特住に内住15法 例宅係住困36附 措用宅難項条則 置地代用区(条則 の替地域居第第		9 8 8 0	12	22	32	42 0	52
	置のる内住15法 特代家困46附 替屋難項条則 例家に区(条則 措屋係地域居第第	1/2 減額	8 9 0					
		1/3 減額	9 0 0					
	第1法第則年の定改 36附2第改平に正 項条則1正成よ法 の(2法2るの 2第旧条附5も規	1/2 減額	9 1 0					
	15法第則年の定改 36附4第改平に正 項条則1正成よ法 の(4法2るの 第第旧条附4も規		9 2 0				0	
	15法第則年の定改 46附5第改平に正 項条則1正成よ法 の(4法2るの 第第旧条附4も規	1/2 減額	9 3 0					
		1/3 減額	9 4 0					
	第1法第則年の定改 16附7第改平に正 0条則1正成よ法 の(4法2るの 2第旧条附2も規	1/2 減額	9 5 0					
		1/3 減額	9 6 0					

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
宅 用 地 （ 個 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12	24	39	54	69	80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
		負担水準0.05未満	2 1 0						
	計	2 2 0	0	0	0	0	0	0	
宅 用 地 （ 法 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
		負担水準0.05未満	4 3 0						
	計	4 4 0	0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
	負担水準0.05未満	6 5 0					
計	6 6 0	0	0	0	0	0	
宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	6 7 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	負担水準0.05未満	8 7 0					
計	8 8 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
宅	商業地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69	80
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0						
		負担水準0.05未満	1 5 0						
計		1 6 0	0	0	は 0	ひ 0	0		
地	商業地等 (非住宅用地・法人)	負担水準0.7超	1 7 0						
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0						
		負担水準0.05未満	3 1 0						
計		3 2 0	0	0	ふ 0	ほ 0	0		
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地 (再掲)		3 3 0							

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 3 4 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	3 5 0	0	0	0	0	0
	税負担据置のもの	3 6 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	3 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	3 8 0	0	0	0	0	0
	計	3 9 0	0	ま 0	み 0	む 0	め 0
そ の 他 (個 人)	負担水準0.7超	4 0 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	4 1 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	4 2 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	4 3 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	4 4 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	4 5 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	4 6 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	4 7 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	4 8 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	4 9 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	5 0 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	5 1 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	5 2 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	5 3 0					
	負担水準0.05未満	5 4 0					
	計	5 5 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
そ の 他 の 宅 地 比 準 土 地 (法 人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	負担水準0.05未満	1 5 0					
計	1 6 0	0	0	0	0	0	
宅 地 比 準 土 地	負担水準1.0以上	1 7 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	1 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	1 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	2 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	2 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	2 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	2 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	2 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	2 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	2 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	2 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	2 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	2 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	3 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	3 1 0					
負担水準0.25以上0.3未満	3 2 0						
負担水準0.2以上0.25未満	3 3 0						
負担水準0.15以上0.2未満	3 4 0						
負担水準0.1以上0.15未満	3 5 0						
負担水準0.05以上0.1未満	3 6 0						
負担水準0.05未満	3 7 0						
計	3 8 0	0	0	0	0	0	
合 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3 9 0	0	0	0	0	0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4 0 0	0	0	0	0	0
	税負担据置のもの	4 1 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4 2 0	0	0	0	0	0
負担水準0.2未満	4 3 0	0	0	0	0	0	

	計	4	4	0	0	0	0	0	0
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	6	2	8

第62表 農地の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による（価格の3分の2）課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80	
	負担調整率1.025	0 2 0						
	負担調整率1.05	0 3 0						
	負担調整率1.075	0 4 0						
	上 記 以 外	負担調整率1.10	0 5 0					
			0 6 0					
			0 7 0					
			0 8 0					
			0 9 0					
		1 0 0						
	1 1 0							
	計	1 2 0	0	0	0	0		
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの	1 3 0						
	負担調整率1.025	1 4 0						
	負担調整率1.05	1 5 0						
	負担調整率1.075	1 6 0						
	上 記 以 外	負担調整率1.10	1 7 0					
			1 8 0					
			1 9 0					
			2 0 0					
			2 1 0					
		2 2 0						
	2 3 0							
	計	2 4 0	0	0	0	0		

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	6	2	8

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
一 般 農 地	本則による課税がなされたもの	9 2 5 0	12	24	39	54	69 80		
	上 記 以 外	負担調整率1.025	2 6 0						
		負担調整率1.05	2 7 0						
		負担調整率1.075	2 8 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.6以上0.7未満	2 9 0					
			負担水準0.5以上0.6未満	3 0 0					
			負担水準0.4以上0.5未満	3 1 0					
			負担水準0.3以上0.4未満	3 2 0					
			負担水準0.2以上0.3未満	3 3 0					
		負担水準0.1以上0.2未満	3 4 0						
	負担水準0.1未満	3 5 0							
計	3 6 0	0	0	0	0	0			
合 計	本則による課税がなされたもの	3 7 0	0	0	0	0	0		
	上 記 以 外	負担調整率1.025	3 8 0	0	0	0	0	0	
		負担調整率1.05	3 9 0	0	0	0	0	0	
		負担調整率1.075	4 0 0	0	0	0	0	0	
		負担調整率1.10	負担水準0.6以上0.7未満	4 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.5以上0.6未満	4 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.4以上0.5未満	4 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.4未満	4 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.3未満	4 5 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.2未満	4 6 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.1未満	4 7 0	0	0	0	0	0		
計	4 8 0	0	0	0	0	0			

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	4	7

第97表 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に関する調
（法附則第15条関係（再掲））

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

地目等 区分	行番号	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)	(8)	(9)
		特例率 (参酌基準)		特例率 (条例で決める割合)		宅地等 (千円)		宅地等 (千円)		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)				
		9	0	12	15	12	15	18	28	38	48	58	67			
法附則第15条第18項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域	評価額	0	1	0												
	課税標準額	0	2	0	3	5										0
法附則第15条第18項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域	評価額	0	3	0												
	課税標準額	0	4	0	1	2										0
法附則第15条第36項 (備蓄倉庫)	評価額	0	5	0												
	課税標準額	0	6	0	2	3										0
法附則第15条第42項 (認定誘導事業)	評価額	0	7	0												
	課税標準額	0	8	0	4	5										0